

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷一十第

論 說

植民地の財政政策に就きて(一)……………法學博士 山本美越乃

租税の限度に就きて(二)……………法學博士 神戸 正雄

勞賃の經濟的及び道德的性質(三)……………法學博士 田島 錦治

鎌倉時代の家族制度(六)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

極東緩衝國建設の企圖……………法學博士 戸田 海市

所得税の改正を論ず……………法學博士 小川 郷太郎

北米合衆國の排外的海運政策と我海運……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

所得税に就て武藤氏に答ふ……………法學士 汐見 三郎

米と社會政策(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

附 錄

本誌第一卷乃至第十卷論題索引……………法學士 本庄榮治郎

經濟論叢

第十一卷 第一號 (通卷第六十一號) 大正九年七月發行

論說

植民地の財政政策に就きて (二)

山本美越乃

植民地に於ける行政事務も亦獨立國家の行政事務の如くに立法及司法に屬せざる一切の政務を包括するが故に其の範圍頗る廣汎なりと雖も、之を大別する時は内政事務及財政事務の二者に歸することを得べし、蓋し植民地の外政及軍政に關する事務は其の性質上母國政府自ら之に當り、通常は植民地政府をして直接之を執行せしめざるを本則となすを以てなり、而して植民地の内政事務換言せば教化・衛生・産業・交通・保安・救恤等に關する政務の根本方針に至りては、母國に於けるものと著しき差異なしと雖も、財政事務は植民地其のもの、の性質上獨立國家の夫れと大に趣を異にせるものあり、即ち植民地は本來獨立の地位を有せる國家に對して從屬的關係に立つも

のなるが故に、植民地の財政事務も亦常に此の關係より之を考察せざる可からざると、獨立國家の財政事務に比較する時は一般に經濟社會の消長に最も緊密なる關係を有し、從て單に歲出入に關する政務としてののみ之を取扱ふ能はざる事情存するを以てなり、例へば現今多數の植民地に於て主要なる歲入源を形造れる人頭税及地租の税率の如何は、直接植民地の富源の開發に必要な勞力の供給及未開地の開墾事業に重大なる關係を有し、又關稅率の如何は植民地産業の盛衰に多大の影響を及ぼすが如きは是れなり、故に植民地に於ける行政事務中財政事務は最も重要な地位を占め、植民地開發の成功する否とは一に懸りて茲に存すと言ふも不可なし。

植民地の財政問題を研究するに當りて先づ第一に注意すべき事項は、母國對植民地間の財政的關係如何の問題是れなり、過去に於ける各國の植民地に對する態度を考察するに、母國對植民地間の財政的關係は極めて區々にして殆んど統一する所なきが如し、或は母國は植民地の開發進歩を計ることを以て當然の義務となし、之が爲めに年々巨額の失費を負擔するも尙ほ辭せざるものあり(例へば米國の如し)、或は將來植民地の富源の開發せらるるに至らば、斯かる失費は之を賅ふて餘りありと信じて多大の財政上の補助を與ふるものあり(例へば佛國の如し)、或は母國の植民地を観ること恰も一種の財源の如くに考へ、常に植民地をして母國に財政的の援助を爲さしめんとするものあり(例へば和蘭の如し)一駐、或は全く之に反して財政上に於ても努めて獨立自給の

主義を獎勵せんとするものあり(例へば英國の如し)、此の如くに母國の植民地に對する財政的關係は國に依り又時に應じて一様ならずと雖も、其の根本主義に溯りて之を大別する時は、要するに自給主義及補助主義の二者となすことを得べし。

(註) 西班牙の植民地中にはメキシコ及キューバ、葡萄牙の植民地中にはブラジル、利蘭の植民地中にはジャマの如きは、嘗て母國の財政を補助したる植民地として之を擧ぐることを得べし、然れども是等の植民地より獲得したる利益は、畢竟植民地土民に對する母國政府の壓制政策の結果にして、決して正當なる利益と稱するを得ず、若し植民地の土民に參政權を許與したらんには、斯かる収入は到底之を期待すること能はざりしなるべし、從て植民地に對する母國の壓制政策を以て過去の一大失政と看做しつつある現今の時代に於ては、各國共に植民地の収入に依りて母國の財政を補助せしめんとするが如き政策は之を採らずして、寧ろ植民地自己の開發の爲めに之を使用せしむるの方針に出づるに至れり。

自給主義とは植民地財政の自給獨立を以て本則となし、母國は特別の事情の存せざる限りは植民地に對して財政上の補助を與へざると共に、母國も亦植民地より援助を受けざる主義を謂ふ、先進植民國中此の主義を代表せる者は英國にして、英國の植民地の今日あるを得たる所以は、一に植民地財政の自給獨立を獎勵したる結果、植民地の富源の開發を全からしめたるに因らすんばあらざるなり、然るに補助主義とは之に反して母國對植民地間に原則として財政上の援助を認むる主義を謂ふ、固より何れの植民國に於ても若し能ふ可くんば植民地財政の自給獨立を欲せざる者なかるべしと雖も、植民地の發達未だ其の程度に達せざるか、或は母國の財政狀態にして良好ならざる時は、補助主義を採用するの他途なきを以て、斯かる觀照よりせば補助主義は要するに

自給主義に到達すべき一過程に過ぎずと稱するも不可なし、佛國の植民地は現に此の主義に依りて母國の補助を受くる者甚だ多し。(註)

(註) 佛國の植民地に對する財政的關係は寧ろ寬に失し、殊に亞米利加及印度に於ける大植民地を要ひたる以後一層此の傾向ありしが、一九〇〇年の新財政法に依りて從來の方針を改め、植民地に對する財政上の主義を確立するに至れり、即ち該法に據れば軍事費以外一切の行政費及警備費は將來は各植民地の負擔となし、唯特別の事情ある場合に限り之を補助するの主義を採り、又母國が植民地の爲めに軍事上の費用を要したる場合には、植民地は之に對して相當の貢獻を命ぜらるることあるべきを定め、此くして母國對植民地間の財政的關係を能ふ限り自給主義に依らしめんことを定めたり、然れども一切の植民地を悉く此の主義に依りて律せんとすることは頗る困難にして、現今も雖も佛國は尙ほ植民地に對して乍々巨額の財政上の補助を與へつつあり、一九一七年に佛國が植民地の爲めに支出したる經費は二億〇八百四十九萬八千六百八十二法にして、内民政費一千〇二十七萬九千六百六十六法、軍事費一億九千〇三萬七千二百十法、懲罰費七百八十一萬九千三百七十法に達し、又アルザエリーのみにても一箇年殆んど七千五百萬法の行政費の不足を生じつつあるを以て、母國が植民地に對する財政上の補助を免るるに至るは前途尙ほ遠遠なりと言はざる可からず。

過去に於ける植民國の植民地の價値を批判せる標準は、植民地が母國の財政上に直接援助を與ふる程度如何に在りしと雖も、此の如き見解は近時各國の實驗上より全く不合理なることを立證せらる、這是英國の植民地と西班牙・葡萄牙等の植民地とを比較せば、容易に其の然る所以を了解することを得べし、即ち西班牙及葡萄牙は其の植民的活動の當初より母國に直接收入を得んことに力めたる結果、植民地は次第に衰頹して遂には母國に不利を齎すの原因となりしに反し、英國は植民地より直接收入を得んことを目的となさずして、却て植民地の爲めに他國と開戦して巨額

の失費をさへ負擔したり、尤も英國は亞米利加の植民地に於ては、佛國との開戦の爲めに生じた
財政上の創痕の一部を植民地をして補給せしめんとして、新たに租税及關稅制度を設定せんと
したるも、此の擧は偶々植民地住民の反感を招き終に獨立運動を勃發せしむるに至れり、此の如
くして英國は植民地より直接財政上の収入は之を得ること能はざりしと雖も、他の方面よりせる
母國の利益、換言せば産業上の發達及通商交通の擴張に伴ふ利益は漸次増加するに至れるを以
て、近時各國は植民地の價値の批判を、植民地が母國の財政上に直接援助を與ふるや否やに置か
ずして、寧ろ植民地自己の經濟的及社會的發展の可能性如何に置くに至れり、蓋し植民地にして
經濟上及社會上の發達を遂ぐるあらんか、之と共に母國の植民地に對する通商交通其の他諸般の
産業上の活動も亦自ら隆盛に赴き、斯かる方面より母國に利益を與ふるのみならず、又間接に母
國に於ける過剩人口の吸收及資本放下の途を得せしむること依りて母國を利すること大なるべ
ければなり。

此の如く現今各國は植民地財政の自給主義を以て最も理想的のものとなし、植民地をして成る
べく母國に依頼せしむることなく、母國も亦植民地を以て國庫の一收入源と看做すべからざる主
義を採りつつありと雖も、尙ほ或種の經費は其の性質上當然之を母國の負擔に歸せしむべきもの
あり、例へば等しく植民地に關する經費と稱し得べきも、當該植民地に固有の政務の爲めに要する

(1) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik, S. 148.

ものに非ずして、寧ろ母國の一般的利益の爲めに必要とする經費の如きは即ち是れにして(註二)、斯かる經費は宜しく之を母國の負擔となすべく、反之、其の結果に於ては固より母國の利益の増進に重大なる關係を有するも、直接當該植民地の利益の爲めに必要とする經費の如きは(註三)、之を植民地の負擔に歸せしむるを正當とす。

(註一) 植民地防衛の爲めに要する海軍費・駐屯軍費及植民地の對外交通機關費(母國植民地間・植民地相互間及植民地外國間の海陸交通機關・郵便・電信及海底電線等に要する經費)の如きは之に屬す、蓋し海軍費及駐屯軍費の如きは單に植民地内部の安寧を維持せんが爲めに要するものに非ずして、一般に自國領土の防衛又は權力の保持の爲めに必要とするものなるが故に、斯かる經費は之を母國の負擔に歸せしむるを適當とす、又植民地の對外交通機關費の如きも當該植民地の利益の爲めよりは、寧ろ母國の一般的利益の増進の爲めに必要と可からざるものなるが故に、之を植民地に負擔せしむべきに非ず。更に又植民地に依りては臨時費として植民地取得費(買収又は賠償費等をも之を含む)及叛亂鎮定費等を要することあり、然れども是等の出費は要するに植民地の占有を完全ならしめんが爲めの必要費に他ならず、母國の植民地に對する諸般の政策は、之が占有の完全に保障せられたる後に非ずんば確立し得べからざるや明かなるを以て、占有の未だ完全ならざる以前に於ける是等の出費は植民地自らをして之を負擔せしむべからざるや論なし。

(註二) 直接植民地内部の安寧秩序の維持を目的とする警察費及憲兵費、其の他一般内政事務に關する經費例へば教化衛生産業・救恤及植民地内部の交通機關等に要する經費の如きは之に屬す。等しく内政費に屬するも、植民地政府の經費即ち條給・旅費・消耗品費等に付きては異論なきに非ずと雖も、自治植民地に於ては總督以外の者の條給其の他の經費は之を植民地の負擔となすべし、然らざる他の植民地に於ては、母國の植民地行政事務の一部を當該植民地に於て執行せしむるものと稱し得べきを以て、從て之に要する經費は母國の負擔に歸せしむるを適當とす。

附註 Die finanzwirtschaftliche Selbständigkeit, d. h. also der Stand der Entwicklung, wo die

Kolonie in der Deckung ihrer Ausgaben einschliesslich des Dienstes eventueller eigener Anleihen durch eigene Einnahmen auf eigenen Füssen steht, ist aber schwer, oft auch unmöglich zu erreichen, wenn die ganz unregelmässigen, sprunghaft sich entwickelnden Ausgaben für Militär und Landesverteidigung auf den Etat der Kolonialverwaltung gesetzt werden." (Denkschrift über die finanzielle Entwicklung der deutschen Schutzgebiete, S. 1. 1906—Köhner, a. a. O. S. 154) 是嘗て獨逸の植民地に就きて論せられたる所なるも、英國の植民地中には國防費即ち軍事費の一部を分擔せるものあり、而して植民地の國防費の分擔額の決定方法には三あり、面積標準法・人口標準法及貿易標準法是れなり、〔一〕面積標準法とは植民地の面積の廣狹を標準として國防費の分擔額を定めんとするものなるも、這は決して公平なる方法と稱するを得ず、何となれば一方に於ては面積大なるも防衛上には多くの經費を要せざるもの(例へば加奈太の如し)あると共に、他方に於ては面積比較的小なるも防衛費を多く要するもの(例へば印度の如し)あるを以てなり、〔二〕人口標準法とは植民地の人口の多少を標準として其の分擔額を定めんとするものなるも、是又正當なりと稱するを得ず、何となれば土地狹小なるも人口稠密なる所あり、又土地廣大なるも人口稀薄なる所あり、加ふるに防衛の必要の程度は常に必ずしも人口の密度にのみ比例するものに非ざるを以てなり、〔三〕貿易標準法とは植民地の貿易額の多寡を標準として其の分擔額を定めんと

するものにして、前二者に比較する時は公平なる方法たるに似たり、何となれば凡を通商貿易の盛否は、植民地及其の住民の價値を間接に測定し得べき標準となるのみならず、國防の充實の如きも其の終局の目的は要するに通商交通を保護せんとするの主旨に出づるに他ならざるを以てなり、然れども亦此の標準を極端に適用する時は、例へば香港及海峽植民地の如きは過重の負擔に苦まざるを得ず、故に國防費の分擔主義を採用する場合には原則としては(三)の標準に依るべきも、各場合の事情に應じて(一)(二)の標準をも之を參酌して決定するを適當とす。(1)

植民地の統治に關して自治及同化の二大主義を區別し得るが如く、其の經費を支辨すべき歳入の作成方法に關しても亦自由主義及集權主義の二者に分つことを得べし、一般的に之を論ずる時は英國及ゲルマン系統に屬せる國は、植民地の經費を支辨すべき歳入の作成方法に付きて、之を當該植民地の自由任せんとするの主義を探るに反し、佛國及拉典系統に屬せる國は、植民地をして母國政府の制定せる歳入作成に關する諸種の制度に成るべく準據せしめんとするの主義を探れり、尤も時勢の變遷と幾多の實驗の結果は、植民地の統治上に於ても自治及同化の二大主義を漸次接近せしむるの必要を感ずるに至れるが如く、植民地の歳入の作成上に於ても亦自由主義及集權主義の兩極端に馳するを避け、折衷的の制度を採用せんことに努めつつあるは近時各國の傾向なりと雖も、尙ほ大體に於ては其の根柢に以上の二大主義の伏在せるを見る。

(1) Reinsch, C. A., pp. 88-89.

此の如く植民地の經費を支辨すべき歳入の作成に關しては國に依りて其の主義を異にするを以て、植民地の財政政策中最も議論を生ずるは又其の歳入の作成方法に關する問題なりとす。

凡そ植民地の歳入を作成する諸種の方法に就きて常に注意すべきは、植民地住民に壓迫を加へ若くは植民地の發達を阻碍すること最も僅少にして、然かも其の收入を得ることの最も確實なるものを選択せざる可からざること是れなり、而して斯かる目的に比較的能く適合せるものは、

(一) 適度の關稅及内地消費稅の賦課、(二) 官公有地及無主地の拂下等なりとす、殊に植民地に於ける輸入稅は、植民地の産業保護の目的を以て之を課するに非ずして、單に財政上の收入を得んとする目的より貨物の原産地の如何に論なく凡て適度の從價稅を課することとなさんか、(註)此の如き負擔は植民地住民に多大の苦痛を與ふるものに非ず、又之が徵收に付きても輸出入貨物は必ず一定の港灣を経由すべきが故に、是等の港灣に徵稅吏を配置せば容易に其の目的を達し得べく、他の課稅の如くに徵收に無益の勞費を要すること少きの利あり、加之、後に述ぶるが如く植民地に於ては直接稅は少くとも最初は之を賦課すること困難なる事情あるに反し、間接稅に在りては斯かる障礙なく、唯其の稅率の決定に注意せば植民地住民に大なる苦痛を感ぜしむることなくして能く其の收入を得るの目的を達し得べし。⁽¹⁾

(註) ルロア・ボーリユーは輸入貨物に對する從價五分乃至一割の課稅は、植民地住民に大なる苦痛を感ぜしむることなかるべしと言へるも、這是各植民地の實況に應じて大に斟酌を要すべきは勿論なりとす。

(1) Leroy-Beaulieu, De la Colonisation chez les Peuples modernes, t. II, pp. 603-604.

次に植民地の歳入作成の第二の方法たる官公有地及無主地の拂下げに關しては、從來其の拂下げに依りて得たる所のものを基金となし、之より生ずる收入を植民地移住者の獎勵費に使用せんとする所謂ウェークフィールド主義(拙著「植民政策研究」二九七頁以下参照)及之を以て廣く植民地の公益的の目的に使用せんとする英國主義の二ありと雖も、其の用途の如何は之を別とし、官公有地及無主地の拂下げは、植民地政府に好箇の歳入源を供することは之を疑ふ可からず、土地の拂下げ方法及其の價格の決定は、固より各場合の事情及土地の收益狀態等を精査して之を決せざるべからずと雖も、移住若くは放資を獎勵せんが爲めに從來弘く行はれたる土地の無償交付法の如きは、啻に諸種の弊害を伴ふのみならず、之が爲めに良好なる歳入源を失ふの結果を生ずる點より論ずるも、適當なる處分法と稱するを得ず、故に植民地に於ける官公有地及無主地は相當の價格を以て拂下げ、之より生ずる收入は或は特別の基金として積立つるか、或は一般歳入中に組入れ、以て植民地財政の充實を計るを適當とす。(1)

因に、オースチン氏の調査に據れば、世界の植民地の總歳入額は今世紀の初めに於て既に一箇年拾五億圓に達したりと謂ふ、而して斯かる巨額の歳入の作成方法は極めて區々にして、又其の原則に於ても相同じからず、例へば印度の如きは其の歳入の大部分を土地より得、他の財源は到底之に及ばず、古來印度に於ては土地の占有者は其の使用料として、産物又は貨幣を以て一定

(1) Leroy-Beaulieu, De la Colonisation, p. 609.

の貢租を政府に納付するの習慣あり、是れ蓋し土地は政府の財産なりと思惟したるに原因するものなり、而して此の如き習慣の久しく行はれたる事實は、英國をして之を一の制度として採用せしめたるのみならず、住民等も亦容易に之に服するに至りしなり。和蘭の爪哇に於ける又之と同一の事情存したり。又印度及爪哇に於ては土地より巨額の歳入を得るのみならず、政府の管理に屬する阿片及鹽の專賣に依りて多くの收入を得ることも、他に其の類例を見ざる所なりとす、印度にては罌粟を作る者は之を政府に賣渡すを要し、政府は之を以て阿片を製し主として支那及爪哇に販賣し、爪哇に於ては政府は阿片の地方的製造を禁止して自ら之を英領印度より輸入し、入札に依りて民間に小賣の特權を與ふること因りて其の收入を得つつあり。鹽は印度にては多くは專賣權を有する政府の製造に係るも、之を輸入する地方に於ては、專賣に依りて收むると同一の割合の關稅を徵收し、爪哇にては政府は鹽の製造權を有して、其の製鹽は一定の價格を以て民間に賣却す。然るに佛國の植民地に於ける歳入の作成方法は、印度及爪哇等に於けるとは大に趣を異にし、關稅收入は諸種の收入中首位を占むるの實況に在り、佛國の植民地の輸出入稅率の決定權は佛國政府之を留保し、其の他の地方的の收入に關しては、通常は本國の制度に便宜變更を加へて之を適用しつつあり、植民地の關稅率は一般に高し、之れ蓋し多數の場合には保護主義を基礎とせる佛蘭西本國の稅率に準せらるるを以てなり。⁽¹⁾

(1) Austin, Colonial Administration, pp. 2716-2717.